

京都市立向島秀蓮小中学校 令和7年度 部活動規定

1 入退部について

(1) 入部

入部は自由意志による。一人1部とする。

登録は、年度ごとに保護者・担任・顧問の了解を得たのち、所定の入部届をもって行う。

(2) 退部

身体的、家庭の都合等の理由で退部を希望する場合は、保護者・担任・顧問の了解を得たのち、所定の退部届をもって行う。

2 活動について

(1) 活動時間

平日…年間を通して、放課後1時間半程度とし、延長は認めない。

	活動終了時刻	完全下校時刻
秀蓮での活動	16:50	17:00
南小での活動	17:00	17:10

※5・6年生の部活動活動日の完全下校は17:00とする。

※5・6年生の活動は週1回（火曜日）を基本とするが、活動場所の状況を見て、最大週3回を限度に各部顧問が決定できる。火曜日が活動停止日の場合、その週に振替日を設定することができる。

学校の休業日（土・日・祝日、長期休業期間等）

…集合は活動開始15分前とし、9時から17時の間で3時間程度とする。

※夏場（第1回総括考查終了後～9月末）は8時15分から活動してもよい。

※試合等で移動時間がある場合はこの限りではないが、過度の負担とならないように考慮する。

※休業日の活動は、所定の位置に活動の有無、時間、場所を記入する。

(2) 休養日

平日…1日以上の休養日を設ける。

土曜日または日曜日…1日以上の休養日を設ける。

※長期休業中もこれに準じる。

※公式戦により土・日の両日に活動した場合は、休養日を月曜に振り替える等の措置をとる。

※公式戦…本校運動部においては中学校体育連盟または各競技団体が主催する大会。本校吹奏楽部においては吹奏楽連盟または各団体等が主催するコンクールや地域の行事・催しに限る。但し、各団体が主催するものに関しては、その参加自体も精査すること。

(3) 活動休止期間

下記の期間は、原則として活動を休止する。その他、学校行事、学校体制、気象条件等により、活動を休止する場合がある。

- ① 入学式・卒業式
- ② 学校閉鎖期間及び年休取得推進日
- ③ 総括考查の1週間前から総括考查終了までの期間（最終日は除く）

※ただし、総括考查期間中に公式戦がある場合に限り、顧問の判断により1時間程度の活動を、その前月の月末までに申請することができる。その際の活動については、放課後学習会・会議・研修等の時間と同時に活動してはならない。※申請先…部活動主任

(4) 活動場所

- ① 活動場所・ミーティング場所は別に定められた規定に従うこと。ボールの使用等についても、事故防止・設備等の破損防止の為、許可のある場所以外では使用しないこと。
※運動部における、校舎内（特に廊下や階段）や東門から西門にかけてのインターロッキング、駐車場周辺でのランニングやダッシュ等のトレーニングは安全面から禁止する。
- ② 所属している部以外の活動場所には立ち入らないこと。
- ③ 南小での活動時には、必ず顧問もしくは部活動指導員の監督のもと活動を行うこと。
- ④ 雨天時には、第2体育館横の屋根下、武道場の使用を認める。使用時は顧問間で相談すること。

(5) 服装

活動中は体操服、もしくは各部活動で定められた練習着・ユニフォームを着用すること。

(6) 水分

学校でのルールに準ずる。

(7) 校外活動（練習試合や大会参加）

- ① 校外活動届を期日までに管理職へ提出すること。
- ② 移動は徒歩または公共交通機関、貸し切りバスなどを利用すること。自家用車やレンタルしたマイクロバス等、教職員や保護者が運転する車で生徒を移動させてはならないこと。
- ③ 校区内集合・校区内解散を原則とし、必ず顧問または部活動指導員の引率をすること。
(事故防止、生徒の安全確保の為ご理解ください。)
- ④ 対外試合や校外活動に参加の場合は、標準服もしくは部活動で定められた服を着用すること。
所属する部活動以外の応援に行く場合も同様とする。
- ⑤ 貴重品の管理を徹底すること。
- ⑥ 向島秀蓮小中学校の生徒代表としての自覚をもち、校則を遵守すること。

3 運営について

(1) 活動計画

月ごとの活動計画を作成し、保護者に配布する。

(2) 部費

部活動運営に必要な経費として部員から部費を徴収する場合は、あらかじめ保護者に説明するとともに、年度ごとまたはその都度、保護者に対して会計報告を行う。

(3) 顧問

各部、2名以上の顧問を置くこととし、前期・後期課程を超えた指導体制をとる。

年度当初、各部の指導体制を打ち合わせ、部活動係が集約したものを校長へ報告する。

(4) 顧問会議

各部顧問・人育ち推進部長・部活動係によって組織され、必要事項について協議し、決定する。

(5) キャプテン・部長

各部、キャプテンもしくは部長を置く。

(6) キャプテン・部長会議

必要に応じてキャプテン・部長会議を開き、部活動間の交流及び必要事項について協議する。

キャプテン・部長会議は、各部キャプテン・部長で構成する。

(7) 外部コーチ・部活動指導員

必要に応じて外部コーチや部活動指導員を積極的に活用する。その際は、あらかじめ全教職員に周知する。

※部活動指導員は、学校職員であるため、部活動における業務に関して顧問と同等の責任をもつ。

(8) 清掃活動

活動前もしくは活動後に片付け・清掃を行う。普段から、使用した場所や割り当てられた場所を綺麗にすること。

(9) 優先順位

活動の優先順位は、学業・生徒会活動・学級活動・部活動の順とする。

(10) 規定違反

規定を守れない部活動は、顧問・人育ち推進部部長・部活動係の協議により、活動を停止する等の措置をとる。

4 部の成立について

(1) 部の成立

下記の条件をすべて満たすこと。準備委員会で検討のうえ、職員会議で協議し、決定する。

- ① 活動に必要な人数が見込めること。
- ② 顧問となる教職員がいること。
- ③ 活動場所が確保できること。

(2) 部の休部・廃部

上記（1）の条件のうち、いずれかが満たせなくなった場合、休部あるいは廃部とする。

(3) 部の新設

部の新設希望がある場合は、部活動係に申し出、その後顧問会議で設置の審査を行い、準備委員会、職員会議の承認を得なければならない。この場合、1年間は同好会として活動し、活動状況によって2年目から顧問会議及び職員会議の承認を得て、部に昇格する。ただし、年度途中での新設は認めない。